

厚労省懇談の議事録

日時 2014年8月27日 13時～14時半

場所 厚労省会議室

参加 厚労省：保育課 山本、島田、高田、武居

経営懇：石川、森山、志村、小西、下出、小林、松川、石井（愛知）、井上（事務局）

懇談内容

1.24条1項にもとづく市町村の保育実施責任について

（厚労省）

新制度においても、保育の実施責任は児童福祉法第24条第1項に位置づけられている。
引き続き、通知や説明会を通じて、新制度の円滑な施行を目指していく。

（経営懇）

認定こども園への移行促進はしないことになっているはずにも関わらず、「すくすくジャパン！」には認定こども園の教育だけが強調され保育所には教育はないかのような宣伝がされている。保育所が教育をしていることを正確に書いてほしい。

2.公定価格について

（厚労省）

- ・0.7兆円の財源で優先順位に基づき改善していく。3歳児は15:1とし、1兆円の財源確保でさらに質の改善を上積していく。一定の仮定を置いた試算では90人定員で1割の改善となる。
- ・幼稚園や認定こども園の場合は直接契約に伴い、保育料の徴収業務を施設において実施するなど事務負担が増加する点や、学級編成が基準上課されているなど、保育所とは異なる部分が存在し、それに対応した加算を設けている。
- ・1号認定を一定数入れると保育所と認定こども園で差が生じることは他からも指摘を受けている。5月に示した単価は仮単価であり、平成27年度の予算編成過程における課題として、公定価格の本単価の決定に向けて検討していく。
- ・来年度の公定価格、13事業の交付金の確定は12月以降となる（来年度予算が確定する時期になる）。

（経営懇）

- ・乳児・1～2歳児の基本単価の伸び率が3～5歳児と比較して抑制されている。
- ・標準時間認定の単価（11時間は8時間の37.5%）は保育時間に応じ短時間認定の2～3割増にすべきである。
- ・90人定員で2・3号認定の内、15人を1号認定にすると年間2,300万円を越す収入増になる（12/100地域）。供給過剰になっている1号を入れて待機児童が多い2号、3号を減らすと収入が増える仕組みは理解できない。保育所型認定こども園は、1号認定の利用定員を義務付けられている。幼稚園との1号認定こどもの取り合いが起きる。総定員で単価を決めるべき。
- ・保育所の職員は8時間子どもと接している。研修、会議、教材作りなどの時間が保障されていない。冷暖房費について保育所は子どもがいる時間が長いので幼稚園より多く冷

暖房費がかかるのは上積が必要。

- ・今回は積み上げ方式で計算されているようだが内訳を明示してほしい。
- ・3歳児加算は最低基準にしてほしい。
- ・学級編成、チーム加算は保育所でもやっている。

(厚労省)

- ・0.7兆円の財源で優先順位に基づき改善していく。1兆円の財源確保でさらに質の改善を上積していく。厚生労働省としてもよりよいものとしていきたい。
- ・3歳児の15:1を最低基準とすることは、現段階では困難であるため加算という形をとった。今後の検討。
- ・1号認定を15人入れた時に差が生じるのは、それぞれに求められている基準に基づいた設定でやっているため。

3.職員配置について

(厚労省)

子育て支援員は、保育人材の確保を含め、子育てが一段落した主婦等の社会への進出等を応援するための制度。研修内容については、現在、有識者による検討会で議論しており、今年度中に研修内容等についてとりまとめる。子ども・子育て支援新制度では、において小規模保育や家庭的保育等において、市町村長が行う研修を修了した者を保育従事者や家庭的保育補助者としており、そのための研修体系の整理が必要。

保育士の待遇改善については、新制度移行によって質の改善を図ることにしている。0.7兆円の範囲では、平均3%の改善を盛り込んでいる。職員配置基準では、3歳児を15:1に改善するための費用を盛り込んでいる。

(経営懇)

死亡事故の大半は認可外施設で起きている。1回の研修で資格が取れるような制度は問題ではないか。

保育士不足が深刻になっている。処遇改善も必要だが、保育士の仕事は目いっぱい負担が重い。そのために正職になりたくないという人もいる。~~8時間ですべての仕事が終われるようにしてほしい。~~

(厚労省)

保育士不足は同感。事故対策は考えていく必要がある。認可外の事故を減らすため、この機会に小規模保育事業に移行させ、研修を受けた職員を配置することで現状よりよくなる。

B型は新規参入を増やすためではなく、現行の認可外保育施設から小規模保育事業に移行させるためのもの。

(経営懇)

民間のシンクタンクは小規模保育事業への参入は「儲かる」と奨励している。厚労省が考えた本来の主旨と異なる状況もある。地方自治体が条例でB型の参入を阻止することは可能か。

(厚労省)

自治体の方針としてA型を増やすことを目指すことはよいが、法令で定めているB型を排除することは出来ない。厚労省としてはA型への移行を促進するため、公定価格の仮

単価においては、小規模保育（B型）におけるおいて、保育士の割合に応じ、加算がされるようになっている。

4.保護者負担について

（厚労省）

国の利用者負担は現行基準に則して設定。

上乗せ徴収は保護者にとって施設選択に関わる重要要素。徴収理由や額等は事前に公表し、利用申し込みがあった保護者に対して説明し同意を求める必要がある。実費徴収について生活保護などで負担できない場合は、13事業の中に補助事業での対応を予定している。

（経営懇）

2号認定は1号認定と比べて同じ年収でも利用料負担が2～3倍額になっている。公定価格は同じで利用料が2倍になっているのは不公平。

5.時間認定について

（経営懇）

保護者が11時間利用の権利を主張したら保育所は職員体制が追いつかなくなる。短時間勤務でも勤務時間は様々で一律的に決められるのか。在園児は標準時間認定で来年入る第2子は短時間認定のケースも出てくる。時間認定という制度に矛盾がある。

（厚労省）

11時間及び8時間利用は、その時間内なら利用可能という意味であり上限時間として設定している。仕事が終われば速やかにお迎えに来てもらうのはこれまでどおり。

6.給付費の支払いについて

（経営懇）

給付費の支払いについて1ヶ月遅れと説明している自治体があるがそれは問題ではないか。

（厚労省）

給付は基本的に当月払い。